

R7 松柏小学校いじめ防止基本方針(R7.10.1 改訂)

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは、全ての児童の生命に関わる重大な問題であることを深く認識し、安心して生活できるとともに、いじめを許さない学校づくりを行う。
- 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 全ての児童が、加害者、被害者、傍観者になることを未然に防ぐため、日常の教育活動において、**高いアンテナを張り、児童の言動の変容等を見取り、早期発見、早期対応を徹底する。**
- いじめを受けた児童の生命及び心身の保護とケアを最優先にし、行政、地域関係機関との連携の下、校内組織体制を構築し、問題の早期解決及び再発防止に全力で取り組む。

(2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

- 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの態様

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- 仲間はずし、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりする。
- ネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取ることが必要である。

(4) いじめ問題の理解

- いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、児童の尊厳を傷付けるものである。
- 全ての児童がいじめを行わず、かつ、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが児童の心身に及ぼす影響やその他のいじめ問題に関する児童の理解を深めなければならない。

2 いじめの防止等のための対策に関する事項

(1) 学級経営の充実

- ☐ 一人一人の児童が認められ、安心して過ごせる学級づくりを行う。
- ☐ “いじめを許さない、見逃さない仲間づくり”を目指し、児童同士がつながる働き掛けを行う。
- ☐ アンケート調査や観察、児童や保護者からの相談で明らかになった問題について、教職員で情報を共有し、組織的な対応を行っていく。また、保護者との連携を十分に図っていく。

(2) 人権・同和教育の充実

- ☐ いじめ等人権問題を自分自身の問題として捉えられるよう、全教育活動の中で取り組む。
- ☐ 人権集会（なかま集会）を実施し、いじめや差別問題に主体的に取り組む児童の育成を図る。
- ☐ 学年別懇談会でも、いじめ問題等について研修する機会を持ち、保護者啓発を行う。

(3) 児童同士の温かなつながりをつくる活動の充実

- ☐ 帰りの会で「ほめほめタイム」を行い、互いの良さを認め合いつながり合う児童の育成を図る。
- ☐ 縦割り班掃除、縦割り班遊び等の異学年交流を行い、仲間意識を高める。
- ☐ ふれあいカードの作成、校内放送、掲示により、つながり合う学校づくりを推進する。

(4) 相談協力体制の整備

- ☐ 「生活アンケート」を定期的実施し、実態把握を行い、事実確認及び保護者等を交えた教育相談を早期に実施し、問題の解決に努める。
- ☐ ハートなんでも相談員やスクールカウンセラー等による被害児童の心のケアを早期に行うとともに、教育の保障をする。
- ☐ 児童生徒をまもり育てる協議会等地域関係機関や学校評議員会、学校関係者評価委員会による協議も必要に応じて実施し、組織的、多面的に問題解決する。

(5) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- ☐ 発達の段階に応じた情報モラル教育を実施し、正しい情報の伝達や入手、適正な選択など基礎的な知識、技能の習得を図る。
- ☐ 講演会等の研修に関する情報を教職員や保護者に提供する。

(6) 校内研修の充実

- ☐ 事例研修を行い、具体的な対応や指導方法等の指導力の向上に努める。
- ☐ 「生活アンケート」を基に、今後の実践に関する具体策を話し合う。
- ☐ 「チェックリスト」を活用し、定期的にいじめ対応について自らをチェックし直す。

(7) いじめ防止に関する児童の情報の引継ぎ

- ☐ 引継ぎ事項を記録したファイルを次学年の学級担任に引き継ぐ。
- ☐ 幼・保・小連絡協議会、小・中連絡会等で情報交換を行う。

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 名称 「校内いじめ対策委員会」

(2) 構成員 校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、人権・同和教育主任、養護教諭等

(3) 活動内容

- いじめの未然防止、早期発見・早期対につながるよう、児童の校内外の生活について協議する。
- 個々の場面に応じ、構成員を限定したり、全教職員で情報共有を行う場を設けたりするなど、柔軟な組織運営を行う。
- 校内いじめ対策委員会で協議された内容は、生徒指導主事がまとめ、記録を残すとともに情報を教職員に周知する。

4 年間取組計画

	職員会等	未然防止の取組	早期発見の取組
1 学期 (夏休み)	・校内いじめ防止対策委員会 ・職員研修（いじめ防止の対応を確認） ・「生活アンケート」に基づいた生徒指導研修 ・教育相談 ・学校評価結果分析・考察	・PTA総会（方針説明） ・年間指導計画への位置付け ・学級集団づくり ・いじめ STOP 愛顔の子ども会議に向けた全校の取組 ・学年別懇談会 ・いじめ STOP 愛顔の子ども会議	・日記 ・児童との会話、児童観察 ・教職員の情報交換 ・「生活アンケート」 ・学校評価 ・キッズガードや児童生徒をまもり育てる協議会等との連携
2 学期	・校内いじめ防止対策委員会 ・いじめ事案 事例研修 ・生徒指導事例研修 ・学校評価結果分析・考察	・学級集団づくり ・人間関係づくり ・人権・同和教育参観日 ・人権集会（なかま集会）	・日記 ・児童との会話、児童観察 ・教職員の情報交換 ・「生活アンケート」 ・学校評価 ・キッズガードや児童生徒をまもり育てる協議会等との連携
3 学期	・校内いじめ防止対策委員会 ・生徒指導事例研修 ・学校評価結果考察・分析（本年度の反省と見直し）	・学級集団づくり ・人間関係づくり ・全校の取組についての振り返り	・日記 ・児童との会話、児童観察 ・教職員の情報交換 ・「生活アンケート」 ・学校評価 ・キッズガードや児童生徒をまもり育てる協議会等との連携

5 生活アンケートの実施・考察

- (1) 2ヶ月に1回、全児童を対象に「生活アンケート」を実施する。
- (2) アンケート結果から、必要に応じて個別の聞き取りを行い、児童の実態を把握し、早急に対応する。関係児童からの聞き取り事項や指導事項等を記録したものをアンケートに添付し、生徒指導主事と管理職に提出する。
- (3) アンケート結果について教職員間で情報交換を行い、共通理解を図る。

生活アンケート

月

ねん 年	くみ 組	ばん 番	なまえ 名前

1 ^{いま がっこう たの}
今、学校が楽しいですか。それは、どうしてですか。

あてはまるほうに○をつけて、どうしてかを書きましょう。

はい () いいえ ()

それはどうしてですか。

()

2 ^{こんげつ}
今月、つらいことやいやなことがありましたか。あてはまるほうに○をつけましょう。

はい () いいえ ()

→「はい」と答えた人は、どんなことか、あてはまることに○をつけてください。

() ^{なかま い}仲間に入れてもらえなかったり、知らないふりをされたりした。

() ^{も もの}たたかれたり、けられたり、持ち物をこわされたりした。

() あだないやなこと言われた。

() ^{かね もの}お金や物をとられたり、持ってこいと言われたりした。

() ^{かみ}紙や、インターネット上^{じょう}に悪口^{わるぐち}やいやなこと書かれた。

() そのほか (どのようなこと) ()

3 ^{こんげつ ともし}
今月、友達がいやなことをされたり、つらい思いをし^{おも}ているのを見たことがありますか。

あてはまるほうに○をつけてください。

はい () いいえ ()

→「はい」と答えた人は、どんなことかを書きましょう。(いつ、だれが、だれに、どんなことを)

4 ^{いま しんぱい}
今、なやみや心配ごとがあれば、書いてください。

5 ^{こんげつ ぶん}
今月、自分ががんばったことやうれしかったこと^かを書きましょう。

6 いじめが発生した場合の組織の設置・早期対応

- (1) 名称 『校内いじめ対策委員会』
- (2) 構成員 校長、教頭、学年主任、学級担任、生徒指導主事、人権・同和教育主任、養護教諭等
上記メンバーを基本とし、必要に応じて関係者に参加を要請する。
- (3) 対応内容

ア 事実確認・情報共有

短時間で正確な事実関係を把握するため、管理職の指示のもと、複数の教職員で対応する。

- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに管理職に報告し、組織的に対応する。
- ・ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ いじめの正確な事実確認のための調査・聞き取り等を迅速に行う。関係児童への聞き取りを行う際は、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に配慮する。
- ・ 加害児童が複数いる場合は、同時刻に個別に聞き取りを行うなど正確な実態把握に留意する。
- ・ 質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にする。

イ 被害児童・保護者に対する説明、支援

被害児童を守り通すという姿勢の下、保護者と連絡の上、対応及び支援を講じる。

- ・ 被害児童には責任がないことを明確にし、最後まで守り通すことを伝える。
- ・ ハートなんでも相談員や専門家等と連携しながら、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。
- ・ 指導方針が決定した段階で、学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 問題の解決に向けて継続して家庭と連携をとりながら取り組むことを伝えるとともに、対応・指導の経過等、正確な情報を適切なタイミングで保護者に伝え、情報を共有する。

ウ 加害児童への指導及び保護者への支援

加害児童に対しては、人格の成長を目的として、家庭環境などの教育的配慮の下、適切な指導を行い、保護者に対しても継続的な助言を行う。

- ・ いじめはいかなる理由があっても、決して許される行為でないことを理解させる。
- ・ いじめの行為に至った背景を探り、適切な指導を行うことで、表面的な解決に終わらせず、根本的な解決に向けて組織的に取り組む。
- ・ 保護者へ事実関係を説明し、いじめは決して許されない行為であること、問われるのは今後の姿勢であることを伝え、児童の変容を図るため家庭と連携しながら指導することを確認する。

エ 教育委員会への報告・連絡・相談

学校だけで解決困難な事案が生じた場合などにおいては、教育委員会に迅速に報告し、共に対応方針を検討するなど、教育委員会と連携した対応を図る。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

カ 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

7 重大事態への対処

重大事態とは、

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
(児童が自殺を企図した場合等)
- いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合。)
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したとして報告・調査等にあたる。
- ※ 法の定めにより、「疑い」の段階から重大事態として扱い、調査の実施に向けて動き出す。

(1) 調査組織 「校内いじめ対策委員会」を開く。

(2) 対応

- ① 重大事態の申し立てがあった場合、該当児童・保護者からの丁寧な聴き取り。(記録を残す)
- ② 申し立てがあったことを市教委へ報告。
- ③ 校内いじめ対策委員会を開催し、関係職員に情報を共有し、「事実確認調査の方法」「対応策」を検討し、その結果を教職員に共有する。
- ④ 調査方法が決まった段階で、関係児童・保護者に連絡を取り、調査に関する意見があれば聴き取り、必要に応じて調整する。
- ⑤ 聞き取り、アンケート等により、事実確認を行い、事実関係を明確にする。
※ 必要に応じて外部機関と連携する。
- ⑥ 事実確認された情報を整理し、対応策及び、再発防止策を具体的に決め、組織的に対応する。
その後も、アンケートの実施等により、児童の状態の把握に努める。

(3) 報告

市教委へ調査結果を報告する。市教委から市長に報告する。

(4) 調査結果の提供

いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係等その他必要な情報を提供する。事案に応じて、保護者説明会を開催する。

(5) 記録の記載

- ※ 記録は、いじめの調査で分かったことだけでなく、学校で会議を行った際の記録や児童の支援や指導を行った際の記録を残す。記録は、5年間保管とする。
- ※ 記録は、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等、5W1Hで具体的事実を記載する。(推測や感想ではなく事実を時系列にまとめる)
- ※ 「確認ができた事項」「確認ができなかった事項」に分けて記載する。